

● 法人税率について

2019年10月1日以降に開始した事業年度より、法人税等の税率が改正されています。奈良県奈良市の法人事業者（資本金1億円以下）に対する合計税率は以下の通りで、改正前後でほとんど差はなく、戦後の最低税率は継続されています。

【法人税等の税率】・・・奈良県奈良市

2019年9月30日以前開始事業年度

課税所得のうち、	法人税	地方法人税	事業税	地方特別税	※県民税	※市民税	税計
400万円以下の金額	15.00%	0.66%	3.40%	1.47%	0.48%	1.82%	22.82%
400万円超800万円以下の金額	15.00%	0.66%	5.10%	2.20%	0.48%	1.82%	25.26%
800万円超の金額	23.20%	1.02%	6.70%	2.89%	0.74%	2.81%	37.36%

※別途均等割あり(資本金1,000万円以下は年7万1千円)

2019年10月1日以降開始事業年度

課税所得のうち、	法人税	地方法人税	事業税	地方特別税	※県民税	※市民税	税計
400万円以下の金額	15.00%	1.55%	3.50%	1.30%	0.15%	1.26%	22.75%
400万円超800万円以下の金額	15.00%	1.55%	5.30%	1.96%	0.15%	1.26%	25.22%
800万円超の金額	23.20%	2.39%	7.00%	2.59%	0.23%	1.95%	37.36%

※別途均等割あり(資本金1,000万円以下は年7万1千円)

度重なる消費税の増税、法人課税の国際的水準への対応などにより、法人に対する合計税率は、課税所得800万円以下であれば23～25%程度の水準まで下がっています。個人所得税・住民税は、課税所得330万円以上の金額には税率30%（累進税率で最高は4千万円以上で55%）であることを考えると、かなり低い水準になっているかと思えます。

ただし、新型コロナウイルス関連の生活・経済対策や、豪雨災害などの財政支出が、大幅に増加していることに加えて、今後の経済の減速による法人税や消費税などの税収減により、国の財政が悪化することは明らかです。

コロナウィルスが終息した後は、財政健全化のため増税する可能性も否定できません。欧米各国の動向によりますが歩調を合わせて税率を上げる、または課税する範囲（交際費の限度、青色欠損金の制限など）を広げることなどが考えられます。毎年12月に公表される税制改正大綱に注目されます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月	—	
10月	個人住民税納付（第3期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。